

# 町営住宅入居申込みに際して

(必ず読んでから関係書類を準備してください)

## ○ 入居資格者

- (1) 同居する配偶者または婚約者があり、入居申込み時に両者ともおおむね35歳未満の方
- (2) 住宅に困っている方
- (3) 給与などの収入がある方
- (4) 税金を滞納していない方。
- (5) 町内に、債務負担能力のある連帯保証人がいる方。
- (6) 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと。

## ○ 添付書類

町営住宅入居申込書には、次の書類を添付してください。

書 類 名	チェック
入居申込書	
所得額証明書	
滞納の無い証明書	
住民票謄本	
健康保険証	
その他(婚約証明書など)	

## ○ 入居申込書提出について

### (1) 所得額証明書

直近1年間の所得額を証明する書類です。提出していただくのは15歳以上の方(就学中は除く)全員分が必要となります。なお、仕事をしていない場合や所得が無い場合でも必要となります。

なお、所得額証明書は取得する年の1月1日に住んでいた自治体でしか取得できません。現在住んでいる自治体では取れない場合もありますのでご注意ください。

所得額証明書は取得する時期により、最新のものが取得できない場合があります。その際、添付していただく書類が違いますので、ご注意ください。

N 年1月1日から N 年5月末または6月中旬頃までに申込みをされる場合  
(N年度分の所得額証明書が発行されない期間)

### ○ N-1 年度の所得額証明書を添付する。

さらに最近の所得の状況を把握するために、追加書類として下記の書類が必要となります。

N-1 年度分の給与所得源泉徴収票

N-1 年度分の所得金額にかかる確定申告書等所得の収支を記載した明細書

N-1 年度分の年金受給証明書(社会保険庁から前年の12月中にハガキで送付されます。)

※ 書類が重複する場合は、該当するすべての書類をそろえてください。

なお、追加書類が証明する期間以降に転職された方は、現在までの収入状況を月別に証する書類で、追加書類にかえて提出してください。用紙は役場建設課にあります。

N年5月末または6月中旬頃からN年12月31日までに申込みされる場合  
(N年度分の所得額証明書が発行される期間)

- N年度の所得額証明書を添付する。

なお、所得額証明書が証明する期間以降に転職された方は、現在までの収入状況を月別に証する書類で、所得額証明書に添えて提出してください。用紙は役場建設課にあります。

(2) 滞納の無い証明書

全ての税の滞納がない事を証明するものとして入居者全員分が必要となります。1つでも滞納があった場合には、申込みはできませんのでご注意ください。

なお、課税対象者でない場合など、滞納の無い証明書が出ない場合には『非課税証明書』を必ず添付してください。

(3) 住民票謄本

入居される全員分が必要となります。なお、結婚前等で住民票が別々の場合には、必ず入居者全員分の住民票の謄本を添付してください。

(4) 健康保険証

扶養親族を証明できるものとして必要となります。入居者全員分が必要です。なお、原本を持ってきていただければ担当職員がコピーをお取りします。

#### 4. その他

- (1) 申込書はすべてボールペン等で記入し、鉛筆は使わないでください。また、記入を間違えた場合には間違えた場所を二重線で消してその上から訂正印を押してください。修正ペン等は使わないでください。
- (2) 押印の際にはシャチハタ印は使わないでください。
- (3) 申込書の申込み年月日には、提出日付を記入してください。
- (4) 申込書に記載された方以外の入居は認められませんので、漏れのないようご注意ください。
- (5) 入居申込書を提出された場合には、内容を確認させていただきます。これにより入居者および同居者が暴力団員でないと判断できた後、申込書を受理します。
- (6) 住宅のその他の空き地は、入居者の共同の施設であり、また外来者の利用にも供するものです。そのため、空き地を入居者の駐車場として占有を認める自動車の保管場所証明書(車庫証明)は発行できませんので、ご注意ください。
- (7) 住宅の屋内外を問わず、犬・猫・鳥などの動物の飼育は認められませんので、あらかじめご承知の上でお申込みください。
- (8) その他の入居中の心得につきましては、入居が決まった際に説明いたします。
- (9) 入居申込書及び添付書類に虚偽があった場合には、ただちに退去していただきます。
- (10) 家賃は月額35,000円(旭ヶ丘町営住宅は25,000円)、敷金は家賃の2か月分です。家賃は入居届に記載された入居日から徴収し、毎月25日が納入期限です。
- (11) 町営住宅の入居期間は、町営住宅の設置目的に鑑み、原則として入居(許可)日から15年を限度とします。
- (12) 入居時の清掃は、入居者の方で行ってください(住宅の引渡し時に退去者の方も清掃はしてから退去しております)。

- ◎ 記入に際しての不明な点は、担当職員へお尋ねください。

問い合わせ先：大崎町役場 建設課 管理係  
電話番号：099-476-1111 (内線154)